

第六十七回 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和四十六年十二月二日(木曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動

十一月三十日

辞任

土屋 義彦君

補欠選任

安井 謙君

十二月一日

辞任

安井 謙君

補欠選任

土屋 義彦君

出席者は左のとおり。

委員長

柳田 桃太郎君

理事

町村 金五君

安田 隆明君

上田 哲君

水口 宏三君

委員

源田 実君

菅野 儀作君

世耕 政隆君

田口 長治郎君

土屋 義彦君

長屋 茂君

細川 護熙君

山本 茂一郎君

足鹿 覺君

山崎 昇君

沢田 実君

峯山 昭範君

中村 利次君

岩間 正男君

衆議院議員

修正案提出者

塩谷 一夫君

國務大臣

法務大臣

前尾 繁三郎君

國務大臣

西村 直己君

國務大臣

山中 貞則君

政府委員

警察庁長官官房

土金 賢三君

防衛庁人事教育

江藤 淳雄君

局長

安原 美穂君

法務大臣官房長

影山 勇君

法務省人権擁護

局長

常任委員会専門

相原 桂次君

事務局側

常任委員会専門

相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○特別職の職員に關する法律及び沖繩復帰のための準備委員會への日本國政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(第六十五回國會内閣提出、第六十七回國會衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員會を開會いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律及び沖繩復帰のための準備委員會への日本國政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案、及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、

以上三案を一括議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。山中總理府總務長官。

○國務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、並びに特別職の職員に關する法律及び沖繩復帰のための準備委員會への日本國政府代表に關する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月十三日、一般職の國家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定するとともに、筑波研究学園都市移転手当を新設すること等を内容とする人事院勧告が行なわれたのでありますが、政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり、本年五月一日からこれを實施することとし、このたび、一般職の職員に關する法律について、所要の改正を行なうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたこととあります。なお、教育職俸給表(四)については、義務教育諸学校等の教育職員に對し、昭和四十七年一月一日から教職調整額が支給されることとの均衡を考慮し、同年一月一日から再び改定することとしております。

第二は、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当について、支給月額の限度を四万五千円から八万円に引き上げ、支給期間の限度を二十年から三十年に延長するとともに、その通算方法を改めることとしたこととあります。

第三は、扶養手当について、配偶者に対する支給月額を千七百円から二千二百円に引き上げるとともに、満十八歳未満の子のうち一人について六百円を支給することとして現行の規定を改め、二人までについてはそれぞれ六百円を支給することとするほか、配偶者を欠く職員の子のうち一人に対する支給月額を、千二百円から千四百円に引き上げることとしたこととあります。

なお、昭和四十七年一月一日から児童手当法が施行されることとなるに伴い、同法による児童手当の額の算定の基礎となる子については、同年一月一日から扶養手当を支給しないこととしております。

第四は、今回、新たに筑波研究学園都市移転手当を設け、試験研究機関等に所屬する職員で、その所屬する試験研究機関等の筑波研究学園地区への移転に伴い当該地区に在勤することとなつた者等に對し、当分の間、筑波研究学園都市移転手当を支給することとし、その支給月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の百分の八をこえない範囲内で人事院規則で定める額とすることとしたこととあります。

なお、筑波研究学園都市移転手当は、期末手当等の計算の基礎とし、休職者についても所定の割合を支給することとする等関係規定を整備するほか、筑波研究学園都市移転手当と調整手当との調整等については、人事院規則で定めることとしております。

第五は、期末・勤勉手当について、六月に支給する期末手当の支給割合を○・一月分増額するとともに、人事院規則で定める管理または監督の地位にある職員については、俸給月額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を、期末・勤勉手当の算定の基礎としている給与の額に加えることとしたこととあります。

ます。

第六は、常勤職員の俸給月額額の改定に伴って、非常勤である委員、顧問、参事等に支給する手当の支給限度額を、月額八千三百円から九千円に引き上げることとしたこととあります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日及び俸給月額額の切りかえ等に関する所要の措置につき規定しております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、ただいま御説明申し上げました一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとしたこととあります。その内容を御説明いたしますと、内閣総理大臣及び国務大臣等の俸給月額に据え置くことにするとともに、内閣法制局長官等の俸給月額は四十五万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の国家公務員の指定職俸給表の改定に準じ、四十二万円から三十六万円の範囲内で改定することとしております。また、大使及び公使については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置くことにするとともに、大使五号俸は四十五万円とし、大使四号俸及び公使四号俸以下については、一般職の国家公務員の指定職俸給表の改定に準じ、四十一万円から三十一万円の範囲内で改定することとしております。なお、秘書官については、一般職の国家公務員の給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることいたしました。

第二は、委員手当について、委員会の常勤の委員に月額の手当を支給する場合の支給限度額を一

万七千三百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を月額九千円に引き上げることとしたこととあります。

第三は、期末手当を改定することとあります。特別職の職員の期末手当については、一般職の国家公務員の期末手当に関する措置に準じ、所要の改正を行なうこととしております。

最後は、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表及び旧日本万国博覧会政府代表の俸給月額を引き上げることとあります。これらの政府代表の俸給月額は、大使四号俸に準じ、四十一万円に引き上げることとしております。

なお、附則においては、この法律の施行期日、適用日等につき規定しております。

以上、両法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げました。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、西村防衛庁長官、国務大臣(西村直己君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行なうものであります。

すなわち、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校学生の学生手当等を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても従前の例に準じて改定することとしております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師である自衛官または事務官等に対する初任給調整手当等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しておりますので、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭

和四十六年五月一日から適用することとしております。このほか附則において、俸給の切りかえ等に関する事項につきまして、一般職におけるところに基づいて定めております。

何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成くださいようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 三案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(柳田桃太郎君) 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。前尾法務大臣。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、入国管理事務所廃止及び設置についてであります。千葉県成田市に新東京国際空港が設置されることに伴いまして、羽田入国管理事務所が東京都大田区に所在する現在の東京国際空港において行なわれている出入国審査等の業務は、新空港において行なわれることとなりますので、羽田入国管理事務所を廃止し、新たに成田入国管理事務所を設置しようとするものであります。

改正点の第二は、北海道苫小牧市はか三方所に入国管理事務所の出張所を置くとするものであります。近時、苫小牧港、相生港、土生港及び喜入港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理事務を一そう適切に行なうため、苫小牧市、相生市、因島市及び鹿兒島県掛箱郡喜入町の三市一町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、市町村の廃置分合等に伴い、所在地等の名称の整理を行なうことといたしております。札幌法務局の管轄区域内の行政区画等の名称の一部を改め、また、愛光女子学園、岡山少年院及び広島入国管理事務所尾道出張所の位置の表示をそれぞれ改めようとするものであります。

なお、第一の成田関係につきましては、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から、第二の四つの港出張所設置の関係につきましては、本年四月一日から、最後の所在地等の名称の整理の関係につきましては、公布の日からそれぞれ施行しようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決くださいようお願いいたします。

○委員長(柳田桃太郎君) なお、本法律案は衆議院において修正議決されておりますので、この修正点について説明を聴取いたします。衆議院議員 塩谷一夫君。

○衆議院議員(塩谷一夫君) ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、本改正案は、第六十五回国会に衆議院に提出され、本国会まで引き続き継続審査となつていたものであります。原案のうち入国管理事務所出張所の設置に関する改正規定は、昭和四十六年四月一日から施行することになっていたのでありますが、すでにその日を経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改める次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をとめてください。

〔午前十一時五十七分速記中止〕

〔午前十一時十分速記開始〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記を始めてください。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君 那覇市の下泉町の二の六十九の泉荘三百二号の報道カメラマンの吉岡政氏が、去る十一月十八日の午後三時半から令状による家宅捜索を受けました。そして報道写真のフィルムを押収されております。吉岡政氏は一般の報道カメラマンでありますけれども、ここにもありますようにに

朝日新聞の週刊朝日あるいはアサヒグラフ等から
依頼を受けて取材をしている公知の報道カメラマ
ンであります。これまで平凡社の「太陽」で著名
な太陽賞等も受けているりっぱなカメラマンであ
ります。このカメラマンが突如としてこのような
家宅捜索を受けた。これは日本国籍を有する沖
縄における人権の問題と、とりわけ昨今非常に問
題になっております。報道用に取材したフィルム
の捜査用にこれを提供されるというこの可否に
ついての、いわゆる報道の自由の問題に深く関連
しているとも思います。この事情について、御報
告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(土金賢三君) 私、官房長でございま
すが、ただいま上田先生の御質問にありましたよ
うな事実につきまして、実は私もいま初めてお
聞きするような次第でございまして、そういうこ
とがありますかどうか、調査してみたいと思ひま
すが、御質問、ちょっとお伺いしたいと思ひま
すが、それは本土でそういう捜索を受けたとい
うことなんでございましょうか。

○上田哲君 ひとつまじめに答えていただきた
い。
本日はこのあとに出張を控えて、委員各位から
いろいろ御意見も出ております。昨日緊急のこと
ではありますけれども、委員長の御了解を得て、
警察当局に調査も依頼をいたしましたし、そして
きょうの御出席をきちんと理事会で決定をしてい
るにもかかわらず、法務大臣が趣旨説明をされ
て、それからこれだけの長い期間、当然要求して
いる政府委員が御出席にならない。本来ならば警
察庁長官をお願いをするところでありまして、警
も、きょうからきょうにかけてのことでありま
すから、答弁能力者であれば長官ならずともけつ
うであるということもつけてお願いをしてあるに
もかわらず、きょう御出席がない。このこと自
体を特に申し上げようと思ひていなかったけれど
も、このことが、昨日、もしいかつことはを使
えば国政調査権の当然のルールに基づいて調査
を申し入れているにもかかわらず、しかもまた、

これはもうずっと前から沖縄の新聞には大きく報
道されているところですが、沖縄のことならばわ
からぬとおっしゃるならば、本土の新聞にも大き
く報道されたことがあります。つまりぬことを
聞き返したがるので、あえて私ももう一ぺんあな
たにお聞きするが、あなたは日本の新聞をお読み
になりませんか。

○政府委員(土金賢三君) 読んでおります。
○上田哲君 その上であなたはその事実を全く知
らないとおっしゃるんですか。昨日から調査をあ
なたに求めていることについて、聞いておりませ
んか。

○政府委員(土金賢三君) ちょっと私、初めて伺
いましたので、さっそく調査いたしたいと存じま
す。
○上田哲君 そういふ逃げを打ってはいけません
です。警察ともあろうものが、当然各紙に報道さ
れていることでもあり、そしてきのう明らかに調
査を要求していることに關して、これは知らな
かったとか、一体それが沖縄のことですか本土の
ことですかなどというふうなことは、もし沖縄の
ことならば、管轄権外だから読んでいないとい
うような遁辞を弄する伏線であると思われてもし
たがらないでしよ。そういう言い方というのは、
私は非常に不満であります。私は、それじゃ事実
を申し上げよう。

十一月十八日の午後三時半であります。突然令
状——令状はこれです、これを持って四名の捜査
官が訪れて、あつてにたれる本人の前で家宅捜
索を行ないました。押収されたものは、カラー
フィルム三十六枚と未現像一本、白黒フィルム
二十枚と未現像一本、ネガ二十三こ、同三十
一こ、同十八こ、そのほかピラ一枚などとな
つております。
で、全く御存じないとおっしゃるのだから、一
方的に申し上げなければならぬが、先ほど申し
上げたように、この報道カメラマンは、すでに報
道カメラマンとして著名な業績をたくさん残して
います。本も出してあります。写真集も出していま

す。賞も受けています。そして、ごらんのように
朝日新聞から、朝日グラフ編集長伊藤道人さん、
前の編集長の中村豊さんの名前、捺印もあつて、
本人は朝日の仕事をしています。これは公的な立場
だと思ひますけれども、朝日にとつてオフィシャ
ルな立場に準ずると思ひますけれども、そういう
形で仕事をしているという証明も出ております。
ここにこういふ形の家宅捜索が行なわれた。ひと
つ質問の形で申し上げておきましょう。

当日、本人は朝日の腕章もしておりました。こ
の被疑事実というものは、この押収品目録交付書
によりまして、松永優外十数名に対する殺人並び
に公務執行妨害被疑事件こうなつております。こ
ういふ形で報道人が家宅捜索を受け、フィルムを
押収される、これは明らかに従来から問題になつ
ている、報道の目的にのみ取材したデータをそれ
以外、とりわけ捜査の目的に使うといふことの可
否という問題を、きわめて乱暴に踏みくだいてし
まった問題だと思ひます。

そこで、当日朝日の腕章をつけていたこと、そ
してこうした証明書等によつて明らかに報道人と
して弁別される状況にあつたカメラマン、このカ
メラマンに、そのことを知つてあえて家宅捜索を
行ない、品目を押収したのかどうか、この点が一
点。

それから、これはこの令状にもございましてよう
に、例の十一月十日のゼネストの際に発生した警
官殺人事件の捜査本部から出ているものでありま
すけれども、この事件の捜査のために令状が殺人
容疑として出されているといふことの問題点は一
体何か、その後本人から再三にわたつて当局に事
情の説明を求めております。ところがその説明の
中では、あなたはこの問題には関係がない人だ。
たまたま証拠品としてこれが必要なので、そのま
までは協力を求められないと思つたので、この処
置をとつたのであるという説明がありました。と
ころがその後伊佐警備隊長に質問をしたところ
が、覚えがあるであろう、あなたはこの殺人事件
に覚えがあるであろう、容疑者でないとは言えな

いという趣旨の説明が行なわれております。こう
いうことは非常にゆゆしい問題だと思ひます。そ
のこと。

それからその次に、この捜査データを確保した
ために、当初この令状を発する前に、朝日、読
売に対してデータの提供を求めた事実がありま
す。朝日なり読売なりという新聞社にデータを要
求して、これが拒否された。朝日、読売に対して
は拒否されれば手をつけないけれども、フリーの
弱い個人に対してはこういふ乱暴な令状が出され
て、しかも家宅捜索が行なわれ、そのあとこうい
う乱暴な、説明も十分な説明ではありませんけれ
ども行なわれるといふことは、たいへん問題だと
思ひます。朝日、読売に対してどういふふうな申
し入れを行ない、どういふ経過であつたかとい
う点も明らかにしたいと思ひます。

それから、吉岡政氏並びに関係者から三点につ
いて抗議と要求が行なわれております。押収した
フィルムなどすべての物件を元のまま即時返却せ
よ、それから押収物は捜査上の資料、証拠にしな
いと約束をするといふこと、それから家宅捜索で
名誉が著しく棄損されたので警察は謝罪する、今
後再びこのようなことを起こさないとの保証を約
束する、この三点、きわめて私は当然なことだと
思ひますけれども、このことが申し入れられてお
ります。これについてどのような態度をとられる
のか、私はこの点について十分な調査の上、御報
告をいただきたいと思ひますが、いま私が申し上げ
た状況についてどういふふうにお考えになるか、人
権擁護局長もお見えになつておりますから、まず
そこからひとつ御意見を伺ひます。

○政府委員(影山勇君) ただいまの事件は那覇で
起きておりまして、私もよく承知いたしており
ませんでございまして、これは人権侵犯事件とい
たしましては、御承知のように琉球政府の法務局
内に人権擁護課がございまして、あるいはそちら
のほうの問題になつていられるかと存じますけれ
ども、私どものほうは、そういう關係で、特に直ち
にいま私どもの所掌しております人権擁護局でと

いうふうに考えてはおりません。

○上田哲君 そんなことではなくて、こういうことが、これは調査が出なければわからぬという前提でよろしいが、いま申し上げたようなことがあれば、人権問題としてあなたはどうお考えになるかという事です。

○政府委員(影山勇君) もしそれが本土内の警察によって行なわれたということでありましたら、一般的に申し上げて、人権侵害という疑いの問題を生ずるというふうに申し上げたいと思います。

○上田哲君 そういう管轄の問題じゃなくて、こういうことが行なわれれば、どこに行っているという、明らかにこれは人権の問題で、しかももう返還間近で、警察一体化というようなことが實際行なわれている中でのことです。これについて、警察の中に踏み込んでどうとおっしゃらなくてもいいが、この問題について十分に調査し、守らなければならぬことだ、ゆゆしいことだとお考えになるかどうか。

○政府委員(影山勇君) 一般的に申し上げて、報道の自由と裁判・検察との関係はむずかしい問題でございましてけれども、やはりその間に人権侵害というふうな疑いがあるといえますれば、私も、もし本土の場合でございまして、やはり調査をするということにならうかと思ひます。

○上田哲君 警察当局から。

○政府委員(土金賢三君) 調査をした上で、さらに検討してお答え申し上げたいと思います。

○上田哲君 調査をすることができまね。

○政府委員(土金賢三君) 先生も御承知のように、沖縄の警察は本土の警察と現在同一の組織でないものでございまして、本土の各県内に起きた事案のような方法で調査するということは、これはできないと思ひますが、一般の、何と申しますか方法によりましてできるだけ調査をしてみたいと、こういうふうに思ひます。

○上田哲君 法務大臣、お聞き取りのような事情であります。私は、先ほど冒頭に申し上げたよう

に、日本国国籍を有する者の重大な人権の問題、いやしくも令状が殺人容疑という事になっていゝる。しかも、全く殺人事件と関係のないことは捜査当局も明らかにしている。そうしてフィルム

の返還を求めるといふことの中で、これは容疑もあるんだというふうな事象になりますと、これは乱用のもじりも免がれないと思ひます。もう一つは、人権局長も言われたような、報道の自由と捜査の問題という原則の問題がここに大きく浮か

び上がつてまいります。私は、警察一体化ということも現実に行なわれ、警察庁からも出向があることでありまして、そういう状況の上で、しかも返還を目の前にしているという実態からすれば、この問題は単に形式的な管轄権の問題だけでは済まないと思ひます。そういう状況の中で、ぜひひとつ、沖縄返還を進められていて政府の責任の立場からされて、この問題について積極的な御意見の御表明をいただきたいと思ひますが、御見解を含めて、御答弁願ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまのお話の点は事実だと思ひますが、そうだとすれば非常な人権問題だと思ひます。ただ、先ほど来みな申しておりますように、これも実際に調べるなりあるいはそれに対してどういう措置をとるかということになりますと、外交ルートを使うか、あるいは琉球政府と山中君の個々で折衝することになりますか、ちよつとその辺私もつまびらかにいたしません

が、十分調査をし、それに対して対処するようにならうかと思ひます。

○上田哲君 きようは時間がないということで、非常に緊急な質問になりましたので、私もデータは持つておりますけれども、またそちらの調査ができていないということもあわせて、後日に譲ります。次回には、当然法務省設置法の問題が議題になりますから、ひとつ七日に予定されている委員会までにしつかりした御答弁をいただけるよう

にお願いいたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまの御趣旨に沿つて、山中君なりあるいは外務大臣と相談いたしました。調査いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会

十一月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「三万八千三百二十三人」を「三万八千九百八十六人」に、「四万四千六百五十七人」を「四万二千三百人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万三千六百九十九人」に改める。

第十四條に次の一をを加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に關すること。

第三十一條中「調達実施本部」を「調達実施本部」に改める。

第三十七條の次に次の一を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七條の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから

一人、人事院の職員である者のうちから一人、総理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選挙する。

6 会長は、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一條第一項中「防衛施設中央審議会」を「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議会」に、「審議会の委員」を「審査会等の委員」に改め、同条第三項中「審議会」を「審査会等」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「統合幕僚会議及び附屬機関」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「(自衛隊離職者就職審査会)」を加える。

第五條第一項中「附屬機関」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。第百條の二において同じ。)」を加える。

第六十二條に次の一を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位につくことに係る承認を行ない、又は行なわれないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて行なわなければならない。

第六十六條第二項中「三万六千三百人」を「三万九千六百六十人」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会、」を加える。

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛施設庁の職員で一般職に属するものを」「一般職に属する職員」に改める。

十一月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「二十年内」を「三十年以内」に改め、「採用の日」の下に「(第一号に

掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日)」を加え、同項第一号中「四万五千元」を「八万円」に改める。

第十一条第三項中「千七百円」を「二千二百円」に、「一人については」を「二人までについては、それぞれ」に、「千二百円」を「そのうち一人については千四百円」に改める。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

(筑波研究学園都市移転手当)

第十三条の四 試験所、研究所、大学等で人事院規則で定めるもの(以下「試験研究機関等」という。)に所属する職員がその所属する試験研究機関等又はその一部の筑波研究学園地区(筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第三項の政令で定める区域をいう。以下同じ。)への移転に伴い当該区域に在勤することとなつた場合は、当該職員には、当分の間、第十一条の四の規定により調整手当を支給される期間を除き、筑波研究学園都市移転手当を支給する。筑波研究学園地区以外の地域に在勤する職員で、筑波研究学園地区に新たに設置された試験研究機関等にこれらの機関の設置に伴い異動したものに

ついて、同様とする。

2 筑波研究学園都市移転手当は、筑波研究学園地区に所在する試験研究機関等に勤務する職員のうち、前項の規定により筑波研究学園

都市移転手当を支給される職員(以下「移転職員」という。)以外の職員で、移転職員との権衡上必要があると認められるものにも支給する。

3 筑波研究学園都市移転手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の百分の八をこえない範囲内で人事院規則で定める。

4 前三項に規定するもののほか、第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給される職員の範囲その他筑波研究学園都市移転手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

5 第一項又は第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給される職員が第十一条の五の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における筑波研究学園都市移転手当と同条の規定による調整手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

6 職員に筑波研究学園都市移転手当が支給される間、第五条第一項中「超過勤務手当」とあるのは「筑波研究学園都市移転手当、超過勤務手当」と、第十九条中「及びこれに対する調整手当」とあるのは「並びにこれに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、第十九条の三第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当及び筑波研究学園都市移転

手当」と、第十九条の四第二項中「及びこれに対する調整手当」とあるのは「並びにこれに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、「これらに対する調整手当」とあるのは「これらに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、第二十三条第二項及び第三項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは「住居手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、同条第五項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」とする。

第十九条の三第二項中「合計額」の下に「(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加え、「百分の百、」を「百分の百十、」に改める。

第十九条の四第二項中「合計額」の下に「(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」を加える。

第二十二條第一項中「八千三百円」を「九千円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	126,900	95,200	—	—	—	45,800	39,500	—
2	133,000	99,600	83,600	69,500	56,900	48,400	41,400	31,000
3	139,100	104,100	87,200	72,800	59,800	51,000	43,500	32,100
4	145,300	108,800	90,800	76,100	62,700	53,600	45,700	33,200
5	151,500	113,500	94,500	79,400	65,700	56,300	47,900	34,400
6	157,700	118,200	98,200	82,700	68,700	59,000	50,100	36,100
7	163,900	122,900	101,900	86,200	71,700	61,600	52,300	37,800
8	170,100	127,600	105,600	89,700	74,800	64,100	54,500	39,500
9	176,300	132,300	109,300	93,200	77,900	66,600	56,400	40,800
10	182,500	136,600	113,000	96,700	81,000	69,100	58,300	42,100
11	187,100	140,900	116,600	100,200	84,000	71,500	60,100	43,300
12	190,600	144,500	119,800	103,500	87,000	73,900	61,900	44,500
13	194,100	147,600	123,000	106,500	89,900	76,300	63,700	45,600
14	196,900	150,100	126,200	109,500	92,500	78,400	64,900	46,700
15	199,700	152,600	128,500	112,200	94,700	80,500	66,100	47,700
16		155,100	130,800	114,900	96,400	82,000	67,100	48,600
17			133,000	117,000	97,800	83,300	68,100	49,500
18			135,200	119,100	99,100	84,500	69,100	—
19				121,100	100,400	85,700	70,100	—
20				123,100	101,700	86,900	—	—
21					103,000	88,100	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	56,400	45,100	39,500	31,300	27,800
2	58,600	47,400	41,300	32,400	28,600
3	60,800	49,700	43,200	33,500	29,400
4	63,100	52,000	45,100	34,800	30,300
5	65,500	54,200	47,000	36,200	31,300
6	67,900	56,400	48,900	37,800	32,300
7	70,300	58,500	50,800	39,500	33,300
8	72,600	60,600	52,700	41,200	34,500
9	74,900	62,700	54,600	43,000	35,900
10	77,000	64,600	56,500	44,800	37,400
11	79,100	66,500	58,300	46,600	38,900
12	81,100	68,400	60,100	48,300	40,400
13	83,100	70,300	61,900	49,900	41,900
14	85,100	72,200	63,600	51,400	43,400
15	87,100	74,100	65,200	52,600	44,900
16	89,100	75,800	66,500	53,800	46,000
17	91,100	77,400	67,800	54,800	47,100
18	92,700	78,600	69,000	55,800	48,100
19	94,300	79,800	70,000	56,800	49,100
20	95,800	80,900	71,000	57,700	50,000
21	97,300	82,000	71,900	58,600	50,900
22	98,600	83,100	72,800	59,400	51,800
23	99,900	84,100	73,600	60,200	52,700
24	101,100	85,100	74,400	61,000	53,600
25	102,300	86,100	75,200	61,800	54,400
26	103,500	—	—	62,600	55,200
27	—	—	—	—	56,000
28	—	—	—	—	56,800
29	—	—	—	—	57,600
30	—	—	—	—	58,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 108,800	円 —	円 —	円 —	円 —	円 52,100	円 43,800	円 —
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,400
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,600
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	36,800
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,600	38,500
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	54,700	40,300
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	56,600	42,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	58,500	43,300
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	60,300	44,500
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	62,100	45,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,000	63,900	47,000
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,400	65,700	48,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	82,800	67,500	49,500
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	84,900	68,700	50,400
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	86,400	69,900	51,300
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	87,600	—	—
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	88,800	—	—
18	—	—	144,000	129,200	107,900	—	—	—
19	—	—	—	131,200	109,200	—	—	—
20	—	—	—	133,200	110,500	—	—	—
21	—	—	—	135,200	—	—	—	—

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 108,800	円 —	円 —	円 —	円 —	円 45,100	円 39,000	円 —
2	113,500	99,600	92,200	78,500	58,900	47,800	40,800	36,200
3	118,200	104,000	95,900	82,800	61,900	50,500	42,800	37,400
4	122,900	108,400	99,600	85,100	64,900	53,200	45,100	39,000
5	127,600	112,800	103,300	88,600	67,900	55,900	47,700	40,800
6	132,300	116,900	107,000	92,100	71,000	58,600	50,300	42,800
7	136,700	120,600	110,700	95,600	74,100	61,300	52,900	45,100
8	141,100	124,300	114,400	99,100	77,300	64,000	55,500	47,600
9	145,300	128,000	118,100	102,600	80,500	66,700	58,100	50,100
10	149,500	131,700	121,800	106,100	83,700	69,400	60,700	52,600
11	153,700	135,400	125,400	109,600	86,900	72,100	63,300	55,100
12	157,900	139,100	128,600	112,900	90,100	74,800	65,900	57,600
13	162,100	142,800	131,800	116,000	93,300	77,500	68,500	60,100
14	165,200	146,100	135,000	119,100	96,500	80,200	71,100	62,600
15	168,000	148,800	137,300	121,900	99,200	82,900	73,600	65,100
16	170,800	151,300	139,600	124,600	101,900	85,500	76,100	67,500
17	173,600	153,800	141,800	126,900	104,200	88,100	78,600	69,900
18	—	—	144,000	129,200	106,500	90,700	81,100	72,300
19	—	—	—	131,200	108,800	93,100	83,600	74,700
20	—	—	—	133,200	110,400	95,400	86,100	77,200
21	—	—	—	135,200	112,000	97,700	88,600	79,700
22	—	—	—	—	113,500	100,000	90,900	82,200
23	—	—	—	—	115,000	101,600	93,200	84,400
24	—	—	—	—	116,500	103,100	95,500	86,600
25	—	—	—	—	—	104,600	97,800	88,800
26	—	—	—	—	—	106,000	99,300	91,000
27	—	—	—	—	—	107,400	100,700	93,200
28	—	—	—	—	—	—	102,100	94,900
29	—	—	—	—	—	—	103,500	96,400
30	—	—	—	—	—	—	—	97,800
31	—	—	—	—	—	—	—	99,100

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	108,800					52,100	43,800	
2	113,500	99,600	92,200	78,500	64,700	54,700	46,000	34,500
3	118,200	104,000	95,900	81,800	67,600	57,400	48,200	35,700
4	122,900	108,400	99,600	85,100	70,600	60,100	50,400	37,100
5	127,600	112,800	103,300	88,600	73,700	62,800	52,800	39,000
6	132,300	116,900	107,000	92,100	76,900	65,500	55,200	41,100
7	136,700	120,600	110,700	95,600	80,100	68,100	57,600	43,500
8	141,100	124,300	114,400	99,100	83,300	70,600	60,000	45,200
9	145,300	128,000	118,100	102,600	86,500	73,100	62,400	47,000
10	149,500	131,700	121,800	106,100	89,700	75,600	64,500	48,800
11	153,700	135,400	125,400	109,600	92,900	78,200	66,600	50,600
12	157,900	139,100	128,600	112,900	95,900	80,800	68,600	52,400
13	162,100	142,800	131,800	116,000	98,800	83,400	70,600	54,200
14	165,200	146,100	135,000	119,100	101,300	85,700	72,600	56,000
15	168,000	148,800	137,300	121,900	103,500	88,000	74,200	57,800
16	170,800	151,300	139,600	124,600	105,200	89,600	75,800	59,600
17	173,600	153,800	141,800	126,900	106,600	90,900	77,200	61,400
18			144,000	129,200	107,900	92,100	78,400	63,100
19				131,200	109,200	93,300	79,600	64,800
20				133,200	110,500	94,500		65,900
21				135,200				67,000
22								68,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	122,900	98,500	78,800	64,100	49,100	
2	128,100	103,400	82,700	67,500	51,700	36,800
3	133,300	108,300	86,600	70,900	54,300	38,200
4	138,600	113,100	90,500	74,300	57,300	40,300
5	143,900	117,900	94,400	77,700	60,300	43,200
6	149,200	122,700	98,300	81,100	63,300	46,100
7	154,400	127,500	102,100	84,500	66,100	49,000
8	159,600	132,300	105,900	87,800	68,700	51,200
9	164,800	137,100	109,700	91,100	71,300	53,400
10	169,300	141,900	113,000	94,400	73,700	55,600
11	173,800	146,500	116,300	97,400	75,900	57,500
12	176,800	150,900	119,400	100,400	78,000	59,400
13	179,800	155,300	122,500	102,800	80,100	61,000
14	182,600	158,600	124,800	105,200	82,000	62,600
15	185,300	161,500	126,800	107,600	83,900	64,100
16	188,000	164,200	128,800	109,500	85,600	65,500
17	190,700	166,900	130,800	111,400	87,300	66,900
18		169,600	132,800	113,300	89,000	68,300
19		172,300				69,700
20						70,900
21						72,100

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	61,600	49,400	39,500	31,300
2	64,500	51,600	41,400	32,400
3	67,400	53,900	43,300	33,500
4	70,300	56,200	45,300	34,800
5	73,100	58,700	47,300	36,200
6	75,600	61,500	49,300	37,800
7	78,100	64,300	51,300	39,500
8	80,600	67,000	53,400	41,300
9	82,900	69,700	55,600	43,200
10	85,200	72,400	57,800	45,100
11	87,400	74,900	60,100	47,000
12	89,600	77,100	62,400	48,900
13	91,800	79,100	64,700	50,800
14	94,000	80,900	66,800	52,800
15	96,200	82,500	68,900	54,800
16	98,400	84,100	70,900	56,800
17	100,300	85,700	72,800	58,800
18	102,000	87,300	74,700	60,800
19	103,700	88,900	76,000	62,100
20	105,200	92,200	77,300	63,400
21	106,700	91,400	78,600	64,500
22	108,200	92,500	79,700	65,600
23	109,700	93,600	80,800	66,600
24		94,700	81,900	67,600
25			82,900	
26			83,900	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	60,600	43,800	34,400
2	—	72,900	63,900	46,500	36,200
3	99,900	77,000	67,200	49,200	38,200
4	104,700	81,100	70,800	51,900	40,300
5	109,500	85,200	74,400	54,700	42,400
6	114,300	89,400	78,000	57,600	44,500
7	119,100	93,600	81,600	60,500	47,000
8	123,900	97,800	85,200	63,400	49,700
9	128,700	102,000	88,500	66,300	52,400
10	133,500	106,200	91,800	69,200	55,100
11	138,400	109,900	95,000	72,100	57,800
12	143,300	113,400	98,000	75,000	60,500
13	148,200	116,600	101,000	77,900	63,100
14	153,100	119,800	104,000	80,400	65,700
15	158,000	122,800	106,700	82,900	68,300
16	162,900	125,800	109,400	85,400	70,900
17	167,800	128,800	112,100	87,900	73,500
18	172,500	131,800	114,800	89,800	76,100
19	177,000	134,400	117,500	91,700	78,500
20	181,500	137,000	120,100	93,600	80,900
21	186,000	139,400	122,700	95,500	82,700
22	190,100	141,800	124,900	97,300	84,500
23	194,100	144,200	127,100	99,100	86,000
24	196,900	146,300	129,300	100,900	87,500
25	199,700	148,300	131,200	102,500	88,800
26		150,300	133,100	104,100	90,100
27		152,300	134,700	105,600	91,400
28		154,300		107,100	92,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円
2	81,400	40,900	33,200
3	84,700	43,800	34,400
4	88,000	46,100	35,600
5	91,600	48,400	37,600
6	95,200	50,700	39,700
7	99,000	53,000	42,100
8	102,800	55,400	44,300
9	106,600	57,900	46,500
10	110,400	60,400	48,800
11	114,200	62,900	51,100
12	118,000	65,900	53,400
13	121,700	68,900	55,900
14	125,300	71,900	58,400
15	128,900	74,900	60,900
16	132,500	78,000	63,400
17	136,100	81,100	65,900
18	139,400	84,200	68,300
19	142,700	87,500	70,700
20	146,000	90,800	72,900
21	149,200	94,000	75,100
22	152,200	97,200	77,300
23	155,200	100,400	79,500
24	157,800	103,600	81,400
25	160,400	106,600	83,200
26	163,000	109,600	85,000
27		112,500	86,500
28		115,400	88,000
29		117,900	89,500
30		120,400	90,800
31		122,500	92,100
32		124,600	93,400
33		126,700	94,600
34		128,800	95,800
35		130,900	97,000
36		132,500	98,200
37		134,100	99,400
38		135,700	
39		137,300	
		138,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円
2	68,000	35,600	33,200
3	71,000	38,100	34,400
4	74,000	40,900	35,600
5	77,100	43,800	37,600
6	80,200	46,000	39,700
7	83,300	48,200	42,100
8	86,500	50,400	44,300
9	89,700	52,600	46,500
10	92,900	54,900	48,700
11	96,100	57,300	50,900
12	99,300	59,700	52,900
13	102,500	62,200	54,900
14	105,500	65,100	56,900
15	108,500	68,000	58,900
16	111,400	70,900	60,900
17	114,300	73,800	62,900
18	116,800	76,800	64,900
19	119,300	79,800	66,700
20	121,500	82,800	68,500
21	123,700	85,500	69,700
22	125,900	88,100	70,900
23	128,000	90,700	72,100
24	130,100	93,100	73,200
25	131,700	95,300	74,300
26	133,300	97,200	75,400
27	134,900	99,100	76,500
28	136,500	101,000	
29	138,100	102,900	
30		104,800	
31		106,600	
32		108,400	
33		110,000	
34		111,600	
35		113,200	
36		114,700	
37		116,200	
38		117,600	
39		119,000	
		120,400	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	138,300	—	60,600	46,100	35,600
2	143,200	81,100	63,900	48,600	38,100
3	148,100	85,200	67,200	51,100	40,900
4	153,000	89,400	70,800	53,600	43,800
5	157,900	93,600	74,400	56,100	46,100
6	162,800	97,800	78,000	58,600	48,400
7	167,700	102,000	81,600	61,100	50,700
8	172,500	106,200	85,200	63,600	53,000
9	177,000	110,500	89,400	66,600	55,400
10	181,500	114,800	93,600	69,600	57,900
11	186,000	119,100	97,800	72,600	60,400
12	190,100	123,900	102,000	75,600	62,900
13	194,100	128,700	106,200	78,700	65,400
14	197,000	133,500	109,900	81,800	67,900
15	199,800	138,400	113,400	84,900	70,400
16		143,300	116,600	88,100	72,700
17		148,200	119,800	91,300	75,000
18		153,100	122,800	94,500	77,300
19		158,000	125,800	97,600	79,600
20		162,900	128,800	100,700	81,600
21		167,100	131,800	103,800	83,600
22		170,100	134,400	106,800	85,400
23		173,100	137,000	109,800	87,200
24		176,100	138,900	112,700	88,600
25		178,900	140,800	115,600	90,000
26		181,700	142,700	118,100	91,400
27		184,500	144,600	120,600	92,800
28			146,500	122,700	94,200
29			148,400	124,800	
30				126,900	
31				129,000	
32				131,100	
33				132,700	
34				134,300	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	40,600	34,400	—
2	—	—	42,800	36,200	31,000
3	—	—	45,100	38,000	32,100
4	98,600	68,100	47,900	39,800	33,200
5	103,100	71,800	50,700	41,800	34,400
6	107,600	75,500	53,500	44,000	36,200
7	112,200	79,200	56,400	46,500	38,000
8	116,900	82,900	59,400	49,000	39,800
9	122,100	86,600	62,400	51,700	41,200
10	127,300	90,200	65,400	54,400	42,600
11	132,500	93,700	68,400	57,100	43,900
12	138,000	97,200	71,500	59,900	45,200
13	143,500	100,700	74,600	62,800	46,500
14	149,000	103,900	77,700	65,700	47,700
15	154,500	106,900	80,700	68,300	48,900
16	159,800	109,700	83,700	70,900	49,900
17	165,100	112,300	86,700	73,200	50,900
18	170,400	114,600	89,400	75,500	
19	175,100	116,900	92,100	77,800	
20	179,800	119,200	94,800	79,800	
21	183,900	121,300	97,400	81,600	
22	187,700	123,400	99,200	83,400	
23	191,500	125,400	101,000	84,900	
24	194,300	127,400	102,800	86,300	
25	197,100	129,400	104,600	87,600	
26		131,300	106,200	88,900	
27		133,200	107,900		
28		135,100			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	127,100	94,100		53,200
2	131,900	98,600	80,800	56,800
3	136,700	103,100	85,100	60,400
4	141,500	107,900	89,600	64,000
5	146,300	112,700	94,100	68,200
6	151,000	117,500	98,600	72,400
7	155,700	122,300	103,100	76,600
8	160,100	127,100	107,700	80,800
9	164,500	131,900	112,300	85,000
10	168,900	136,700	116,900	89,200
11	173,300	141,500	121,500	93,400
12	177,600	145,700	125,300	96,700
13	181,900	149,900	129,100	100,000
14	186,200	154,100	132,700	103,200
15	189,900	158,300	135,900	106,400
16	193,500	161,500	139,100	109,600
17	197,100	164,700	142,300	112,800
18	199,900	167,900	145,500	116,000
19	202,700	170,400	147,500	118,200
20		172,900	149,500	120,400
21		175,300	151,400	122,000
22		177,700	153,300	123,600
23		180,100	155,200	125,200
24			157,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	98,500	72,500	51,600	40,500	34,400	
2	103,200	76,000	54,400	42,400	36,200	32,100
3	107,900	79,500	57,200	44,500	38,000	33,200
4	112,700	83,000	60,100	46,700	39,900	34,400
5	117,500	86,700	63,000	49,000	41,800	36,100
6	122,300	90,400	65,900	51,400	43,900	37,800
7	127,100	94,100	68,800	53,800	46,100	39,500
8	131,600	97,700	71,800	56,400	48,200	40,900
9	135,900	101,200	74,900	59,000	50,300	42,100
10	139,900	104,700	78,000	61,600	52,400	43,100
11	143,900	107,600	81,100	64,100	54,500	44,100
12	147,100	110,500	84,100	66,600	56,400	45,000
13	149,900	113,100	87,100	69,100	58,300	45,900
14	152,400	115,700	90,000	71,500	60,100	
15	154,900	117,900	92,500	73,900	61,900	
16	157,400	120,100	95,000	76,300	63,700	
17	159,900	122,200	96,800	78,400	64,900	
18		124,300	98,400	80,500	66,100	
19		126,300	99,800	82,000	67,100	
20		128,300	101,200	83,300	68,100	
21			102,600	84,400		
22			104,000	85,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	83,000	62,600	51,800	38,200	32,800
2	86,300	65,400	54,300	40,000	34,100
3	89,600	68,200	56,900	41,900	35,500
4	93,000	71,100	59,500	43,800	36,900
5	96,400	74,000	62,100	45,700	38,400
6	99,800	76,900	64,700	47,700	40,200
7	103,200	79,800	67,300	49,700	42,100
8	106,600	82,700	69,900	51,700	44,000
9	109,900	85,600	72,500	53,700	45,900
10	113,200	88,500	75,100	55,700	47,800
11	116,200	91,300	77,600	57,700	49,700
12	119,200	94,100	80,100	59,700	51,700
13	122,200	96,700	82,600	61,700	53,700
14	124,700	99,300	84,700	63,700	55,700
15	127,000	101,400	86,800	65,700	57,600
16	129,300	103,500	88,600	67,200	59,200
17	131,300	105,600	90,200	68,700	60,800
18	133,300	107,300	91,800	70,200	62,000
19	135,300	109,000	93,400	71,700	63,200
20		110,700	94,600	73,200	64,200
21		112,200	95,800	74,300	65,200
22		113,700	97,000	75,400	66,200
23		115,200	98,200	76,400	67,200
24		116,500		77,400	
25		117,800		78,400	
26		119,100		79,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	円 300,000	円 184,000
2	320,000	203,000
3	340,000	222,000
4	360,000	241,000
5	380,000	260,000
6	400,000	280,000
7	420,000	300,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるときは、当該職員の扶養手当の月額（前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、四百円に同法第六条第一項の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額を減じた額とする。）を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第五の教育職俸給表を次のように改める。

ニ 教育職俸給表(四)

勤務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	138,300	81,100	60,600	48,000	35,600
2	143,200	85,200	63,900	50,400	38,100
3	148,100	89,400	67,200	52,800	40,900
4	153,000	93,600	70,800	55,200	43,800
5	157,900	97,800	74,400	57,700	46,400
6	162,800	102,000	78,000	60,500	48,800
7	167,700	106,200	81,600	63,400	51,200
8	172,500	110,500	85,200	66,300	53,600
9	177,000	114,800	89,400	69,200	56,100
10	181,500	119,100	93,600	72,100	58,700
11	186,000	123,900	97,800	75,000	61,300
12	190,100	128,700	102,000	77,900	63,900
13	194,100	133,500	106,200	81,200	66,500
14	197,000	138,400	109,900	84,500	69,100
15	199,800	143,300	113,400	87,800	71,700
16		148,200	116,600	91,200	74,200
17		153,100	119,800	94,600	76,700
18		158,000	122,800	97,900	79,200
19		162,900	125,800	101,200	81,700
20		167,100	128,800	104,500	84,000
21		170,100	131,800	107,800	86,300
22		173,100	134,400	110,900	88,200
23		176,100	137,000	114,000	90,100
24		178,900	138,900	117,100	91,500
25		181,700	140,800	120,100	92,900
26		184,500	142,700	122,700	94,300
27			144,600	125,300	95,700
28			146,500	127,500	97,100
29			148,400	129,700	
30				131,900	
31				134,100	
32				136,200	
33				137,900	
34				139,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三条の四の規定は、同年十月一日から適用する。
(特定の号俸の切替え等)
昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表の旧号俸欄に掲げられていた号俸である職員(以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。
- 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額(以下「切替期間における号俸等」という。)は、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。
- 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあつては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
(最高号俸等の切替え等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。
- 切替日前の異動者の号俸等の調整
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(切替等の規定の準用)

9 附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日前から引き続き教育職俸給表四の適用を受ける職員の日における号俸及び俸給月額

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければなら

11 改正後の法第八条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)」

12 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

13 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事

院規則で定める。

15 (筑波研究学園都市移転手当についての措置) 人事院は、この法律の施行の日から起算して十年以内に改正後の法第十三条の四に規定する筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。
(国家公務員災害補償法等における読替え)

16 職員に筑波研究学園都市移転手当が支給される間、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第二項中「超過勤務手当」とあるのは「筑波研究学園都市移転手当、超過勤務手当」と、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第三項中「調整手当」とあるのは「調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と、大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第二号中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五条第一項中「住居手当」とあるのは「住居手当、筑波研究学園都市移転手当」と、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第二号)第十三条の二、第十三条の三とあるのは「第十三条の二から第十三条の四まで」とする。

17 (国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五条中「第十一条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第十二条第三項」を「第十二条第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第三項及び第四項」に改める。

附則別表

俸 給 表	職 務 の 等 級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額
行政職俸給表 (一)	8 等 級	1	2	月	円
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
税 務 職 俸 給 表	7 等 級	1	2	3 6 9	35,600 36,800 38,100
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
公安職俸給表 (一)	6 等 級	1	2	3 6 9	38,100 39,400 40,700
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
公安職俸給表 (二)	7 等 級	1	2	3 6 9	40,200 41,600 43,000
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
海事職俸給表 (一)	5 等 級	1	2	3 6 9	40,200 41,600 43,000
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		
教育職俸給表 (一)	5 等 級	1	2	3 6 9	38,500 39,900 41,400
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6		

俸 給 表	職 務 の 等 級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額
教育職俸給表 (一)	2 等 級	1	2	月 9	円 41,000
	3 等 級	1	2		
		2	3		
		3	4		
教育職俸給表 (二)	2 等 級	1	2	3	36,800
	3 等 級	2	3	6	38,300
		3	4	9	39,900
		4	5		36,800
教育職俸給表 (三)	2 等 級	1	2	3	38,900
	3 等 級	2	3	6	41,000
		3	4	9	
		4	5		36,800
教育職俸給表 (四)	5 等 級	1	2	3	38,300
	5 等 級	2	3	6	39,900
		3	4	9	41,000
		4	5		36,800
研 究 職 俸 給 表	4 等 級	1	2	3	36,900
	5 等 級	2	3	6	38,300
		3	4	9	
		4	5		35,600
医 療 職 俸 給 表 (一)	5 等 級	1	2	3	36,900
	6 等 級	2	3	6	38,300
		3	4	9	
		4	5		35,600
医 療 職 俸 給 表 (二)	5 等 級	1	2	3	37,000
	6 等 級	2	3	6	38,400
		3	4	9	
		4	5		35,600
医 療 職 俸 給 表 (三)	5 等 級	1	2	3	36,800
	6 等 級	2	3	6	38,100
		3	4	9	
		4	5		35,600

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千三百円」を「九千円」に、「一万六千四百円」を「一万七千三百円」に改める。

第七条の二に次のただし書を加える。

ただし、同法第十九条の三第二項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第九条中「八千三百円」を「九千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四八三、二〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	四五〇、〇〇〇円

宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官	四二〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	四一〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 地方財政審議会会長 中央公害審査委員会委員長 式部官長	四〇〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 中央公害審査委員会の常勤の委員	三六〇、〇〇〇円

運輸審議会委員
東宮大夫

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 四五〇、〇〇〇円 四号俸 四一〇、〇〇〇円 三号俸 四〇〇、〇〇〇円 二号俸 三六〇、〇〇〇円 一号俸 三一〇、〇〇〇円
公使	四号俸 四一〇、〇〇〇円 三号俸 四〇〇、〇〇〇円 二号俸 三六〇、〇〇〇円 一号俸 三一〇、〇〇〇円

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
秘書官	八号俸 一五四、五〇〇円 七号俸 一四〇、〇〇〇円 六号俸 一二五、五〇〇円 五号俸 一二一、〇〇〇円 四号俸 九九、五〇〇円 三号俸 八八、〇〇〇円 二号俸 七八、〇〇〇円 一号俸 七〇、五〇〇円

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の一部改正)

第二条 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十九万円」を「四十二万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員の給与に關する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法(以下「給与法等」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

2 旧日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号。以下「法律第十二号」という。)第二条に規定する日本万国博覧会政府代表の昭和四十六年五月一日から同年九月十二日までの期間に係る俸給月額、同法第六条の規定にかかわらず、四十一万円であつたものとする。

3 この法律による改正前の給与法等の規定又は法律第十二号の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ

この法律による改正後の給与法等の規定又は法律第十二号及び前項の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「七千三百三十円」を「七千九百四十円」に改める。

第十八条の二後段を次のように改める。

ただし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額(勤勉手当の支給の限度額を含む。)の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額を加えた額とし、一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとする。

第二十五条第二項中「一万六千五百円」を「二万円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額						
	甲	乙					
1	円 300,000	円 184,000	1	円 139,700	円 104,800	円 —	円 62,600
2	320,000	203,000	2	146,400	109,600	92,000	65,800
3	340,000	222,000	3	153,100	114,600	95,900	69,000
4	360,000	241,000	4	159,900	119,700	99,900	72,300
5	380,000	260,000	5	166,700	124,900	104,000	76,500
6	400,000	280,000	6	173,500	130,100	108,100	80,100
7		300,000	7	180,300	135,300	112,200	83,700
			8	187,200	140,500	116,300	87,400
			9	194,100	145,600	120,400	91,100
			10	200,900	150,400	124,400	94,900
			11	205,900	155,100	128,300	98,700
			12	209,800	159,100	131,900	102,600
			13	213,600	162,500	135,400	106,500
			14	216,700	165,300	138,900	110,300
			15	219,800	168,000	141,400	113,900
			16		170,700	143,900	117,200
			17			146,400	120,500
			18			148,800	123,500
			19				126,500
			20				128,800
			21				131,100
			22				133,300
			23				135,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 陸士長 陸士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 61,900	円 58,800	円 55,700	円 47,700	円 41,900	円 39,200	円 35,000	円 33,200	円 30,000	円 28,700
65,000	60,200	58,700	50,700	44,800	41,800	37,000	35,000		
68,200	61,700	61,700	53,700	47,700	44,600	39,200	37,000		
71,400	64,700	64,700	56,700	50,700	47,500	41,800	39,100		
74,800	67,700	67,700	59,700	53,700	50,400	43,400			
77,700	70,700	70,700	62,700	56,700	53,100	45,300			
80,800	73,700	73,700	65,700	59,700	55,200				
83,800	76,700	76,600	68,600	62,600	57,200				
86,700	79,600	79,500	71,400	65,400	59,100				
89,600	82,500	82,400	74,200	68,000	60,800				
92,300	85,400	85,200	77,000	70,100	62,500				
95,000	88,300	88,000	79,700	72,200	64,200				
97,700	91,000	90,700	82,400	74,300	65,900				
100,300	93,700	93,400	85,100	76,400	67,600				
102,900	96,400	96,000	87,700	78,400	69,100				
105,500	99,000	98,600	90,200	80,100	70,600				
108,100	101,600	101,200	92,700	81,800					
110,700	104,200	103,800	95,200	83,400					
113,100	106,800	106,300	97,600						
115,100	109,400	108,800	100,000						
	111,200	110,600	101,800						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項及び第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え等)

4 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)が附則別表の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員(以下「特定俸給月額職員」という。)のうち、旧俸給月額が同表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

5 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額で切替日において旧俸給月額を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧俸給月額を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧俸給月額に対応する同表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

6 附則第三項及び第四項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(旧俸給月額が附則別表の期間欄に期間の定めのある俸給月額である職員にあつては、旧俸給月額を受けていた期間から当該旧俸給月額に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空			将 将 補 補	陸海空	1等陸海空 1等海空	2等陸海空 2等海空	3等陸海空 3等海空	1等陸海空 1等海空
	俸 甲	給 乙	月 丙	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	300,000	184,000	149,900	128,600	107,700	91,700	—	—	71,900
2	320,000	203,000	156,600	133,900	112,700	95,400	87,600	—	75,200
3	340,000	222,000	163,500	139,200	117,800	99,300	91,300	—	78,600
4	360,000	241,000	170,500	144,600	123,100	103,200	95,000	—	82,000
5	380,000	260,000	177,500	149,900	128,400	107,100	98,900	—	85,500
6	400,000	280,000	184,500	155,100	133,700	111,000	102,800	—	89,000
7		300,000	191,500	160,300	139,000	115,100	106,500	—	92,600
8			198,400	165,000	144,400	119,300	110,200	—	96,200
9			205,300	168,900	149,600	123,500	113,900	—	99,800
10			210,600	172,200	154,100	127,700	117,500	—	103,400
11			214,600	175,300	158,600	131,800	121,100	—	107,000
12			218,500	178,200	162,300	135,900	124,600	—	110,500
13				181,000	165,600	139,900	127,600	—	114,000
14				183,800	168,200	143,500	130,600	—	117,000
15					170,800	147,100	133,300	—	119,800
16						150,700	135,700	—	122,500
17						153,300	138,000	—	124,500
18						155,800	140,200	—	126,500
19						158,300	142,100	—	128,400
20						160,800	144,000	—	
21						163,200	145,900	—	
22						165,600		—	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

- 9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において
- 7 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- 8 (切替期間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)第一条の規定による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。この場合において、その俸給月額を附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、総理府令で定める。
- (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 10 附則第三項、第七項及び前項の規定は、防衛庁職員給与法第四条第二項の規定に基づき昭和四十七年一月一日前から引続き一般職給与法別表第五ニ教育職俸給表(四)の適用を受ける職員の同日における俸給月額の切替等について準用する。
- 11 (旧俸給月額等の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
- 12 (新法第五条の適用の経過措置)
新法第五条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項本文中「俸給月額」とあるのは「俸給月額又は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額」とする。
- 13 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、政令で定める。
- 14 (給与の内払)
旧法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
- 15 (政令への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

俸 給 表	職務の等級	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	暫 定 俸 給 月 額
行政職俸給表 (一)	8 等 級	円 26,200 27,300 28,400 29,500 30,700 31,900 33,200	円 31,000 32,100 33,200 34,400 36,100 37,800 39,500	月 3 6 9	円 35,600 36,800 38,100
海事職俸給表 (一)	5 等 級	31,300 32,700 34,600 36,600 38,600 40,600	36,800 38,200 40,300 43,200 46,100 49,000	3 6 9	42,300 44,300 46,300
教育職俸給表 (一)	5 等 級	30,700 32,100 33,600	36,200 38,200 40,300	3 6 9	35,600 37,000 38,500
教育職俸給表 (二)	2 等 級	36,100	43,800	9	41,000
	3 等 級	28,400 29,500 30,700 31,900 33,400 35,000	33,200 34,400 35,600 37,600 39,700 42,100	3 6 9	36,800 38,300 39,900
教育職俸給表 (四)	5 等 級	31,900 34,000 36,100	38,100 40,900 43,800	3 6 9	36,800 38,900 41,000

俸 給 表	職務の等級	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	暫 定 俸 給 月 額
研究職俸給表	4 等 級	円 30,700 32,000 33,400	円 36,200 38,000 39,800	月 3 6 9	円 35,600 36,900 38,300
	5 等 級	26,200 27,300 28,400 29,500 30,700 32,000 33,400	31,000 32,100 33,200 34,400 36,200 38,000 39,800	3 6 9	35,600 36,900 38,300
医療職俸給表 (一)	5 等 級	30,700 32,100 33,500	26,200 38,000 39,900	3 6 9	35,600 37,000 38,400
	6 等 級	27,300 28,400 29,500 30,700 31,900 33,200	32,100 33,200 34,400 36,100 37,800 39,500	3 6 9	35,600 36,800 38,100
自衛官俸給表	3 等 陸 曹	34,000	41,800	9	39,500
	3 等 海 曹				
	3 等 空 曹				
	陸 士 長	30,800	37,000	3	36,400
	海 士 長	32,300	39,200	6	37,900
	空 士 長	33,900	41,300	9	39,400
	1 等 陸 士	31,000	37,000	3	36,300
	1 等 海 士	32,000	39,100	6	37,800
	1 等 空 士				

十一月十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、法務省設置法の一部を改正する法律案(第六十五回国会提出、衆議院議決案)

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

(小字及び一は衆議院修正の部分)

別表三札幌法務局の項中「苫小牧市」を「苫小牧市、登別市、恵庭市」に改め、「千歳郡」及び「幌別郡」を削る。
別表五愛光女子学園の項中「東京都北多摩郡江町」を「江」に改め、同表岡山少年院の項中「岡山県都窪郡妹尾町」を「岡山市」に改める。
別表十一東京入国管理事務所の項中「(東京国際空港の区域を除く。)」を削り、「千葉県の下に」(「新東京国際空港の区域を除く。)」を加え、同表中

羽田入国管理事務所 東京都 東京都の内東京国際空港の区域
成田市 千葉県の内新東京国際空港の区域
に改める。

別表十二中
札幌入国管理事務所小樽港出張所 小樽市
を
札幌入国管理事務所小樽港出張所 小樽市
札幌入国管理事務所 苫小牧市
を
札幌入国管理事務所 苫小牧市

神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市
を
神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市
神戸入国管理事務所相生港出張所 相生市

広島入国管理事務所尾道港出張所 広島県御調郡向東町
を
広島入国管理事務所尾道港出張所 尾道市

広島入国管理事務所呉港出張所 呉市
を
広島入国管理事務所土生港出張所 因島市
広島入国管理事務所呉港出張所 呉市

鹿児島入国管理事務所鹿児島市
を
鹿児島入国管理事務所鹿児島市
鹿児島入国管理事務所鹿児島市
鹿児島入国管理事務所鹿児島市

改める。
附則
この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分は公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公布の日
昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分は公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、傷病恩給の是正に関する請願(第七三三九号)(第二四三三号)

一、元満鉄職員恩給・共済年金通算等に関する請願(第七三三九号)(第二四三三号)
一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)

一、公務員給与の改善に関する請願(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八一号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)

第七三三九号 昭和四十六年十月二十九日受理
元満鉄職員恩給・共済年金通算等に関する請願
請願者 埼玉県川越市新宿町四ノ六ノ一 小柴健治

紹介議員 安井 謙君
元外国政府等職員であつた者の共済年金通算について、「引揚後の経過年数の制限」については、第六十五回国会の衆議院大蔵委員会及び参議院内閣委員会において、「内地帰還後一年以内に公務員公休職員等として就職した場合に限定しているが、共済組合法の建前に十分配慮し、合理的な措置をとること」との附帯決議が全会一致でなされているので、至急に本趣旨にそつと善処されたい。

理由
引揚後一年以内に公務員に就職した者と、一年をこえた者によつて処遇に大きな差異を生じ、年金額に非常な差異の出ることはまことに不合理である。元満鉄職員につき実情調査をした結果は、

傷病恩給の是正に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会議員 鈴木太吉

紹介議員 佐藤 隆君
傷病恩給は、きわめて少額であるため、著しい経済事情の変化によつて実質価値は低下し、最近第一項症に対する年額が生活保護費を下回る事態も生じているので、この第一項症の年額を公務員給与に準じて是正されたい。

第二四三三号 昭和四十六年十一月九日受理
傷病恩給の是正に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五三八茨城県議会議員 下條正雄

紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第七三三九号と同じである。

「引揚後一年以内の制限」のため、国家公務員で二割、地方公務員で三割、国鉄職員で七割程度の者しか救済されず、その他の多数の者が通算から除外されている。引揚後就職まで一年以上の長年月を要したのはまったく個人的理由ではなく、官庁側の都合に基因するもので、自ら門戸を閉ざしながら「一年を経過したから駄目だ」と通算を拒否することは、実情を無視した非情不合理な取扱いである。これが救済策として、一定時点（二十二年十二月末が適当）以前の引揚者に対しては、その時点から起算して経過年月を計算するのが、当時の実情にそつた合理的な措置である。外国政府等職員はもちろんだが、旧令共済の掛金はかけていないが、そのために年金額も実勤務年月相当額の五十五パーセントに減額されているのであるから、通算の有無については、鮮鉄等職員との均衡を図るよう要望する。通算されない者の年金額は、外地での経歴はまったく無視され、同一職務、同一學歷、同一勤続年数の者の半額にすぎず、月額二万五千円程度の者も相当数あり、退職後の生計に脅威を感じている。

（条）に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫し、ふたたび戦争犠牲者をつくる危険がある。また、政治が宗教に干渉するのは、国民の思想統制と弾圧への第一歩である。

第七五九号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町美園一〇 古屋裕久子外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六〇号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道余市郡余市町沢町一ノ二七 菅原健作外百四十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六一号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市月寒東二条一丁目 佐々木良夫外百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六二号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北一八条東三丁目石田方藤谷繁雄外百四十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六三号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北二八条東四丁目 田中利光外百十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六四号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北九条東一丁目 土藤文雄外百四十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六五号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字岩槻六、七七四 永藤孝外百三十七名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六六号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 香川県高松市藤原町二ノ一ノ一六 太田サチ子外二十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第七六七号 昭和四十六年十月三十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北一一条東一丁目 高橋力外百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八四七号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟市桃山町一ノ一〇七ノ七〇 大倉利一外七十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八四八号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市厚別町山本七五二 日置容正外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八四九号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大分市豊町一ノ六ノ一六 中井和子外九十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五〇号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟市蒲原町三ノ三 金子洋子外五十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五一号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛媛県大洲市菅田町甲三六八 橋本茂三郎外百六名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五二号 昭和四十六年十一月一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

第一一四七号 昭和四十六年十一月五日受理
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
請願者 北九州市門司区清滝一ノ五ノ七 山田章策
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七三九号と同じである。

第七五八号 昭和四十六年十月三十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北一六条西四丁目林方 笹下文代外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
靖国神社の国家管理に反対する。

靖国神社の国家管理は、日本国憲法（第20・89

理由

請願者 岩手県盛岡市高松三ノ八ノ二八田
屋方 熊谷富代子外七十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五三号 昭和四十六年十一月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県朝来郡生野町小野 矢口光
一外百二十七名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五四号 昭和四十六年十一月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切五ノ七ノ一 松
田久子外百二十五名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五五号 昭和四十六年十一月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切三ノ七ノ五 荒
井弘外九十二名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八五六号 昭和四十六年十一月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県研屋町四九 石川恵子外九
十二名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

請願者 札幌市南三七条西二丁目 小椋
孝夫外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九一六号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都新宿区北新宿二ノ八ノ一四
井元艶子外百四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九一七号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎五ノ二ノ六
池沢たか外五十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九一八号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市須磨区戎町五ノ二ノ九 竜
門青外三十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九一九号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町大岱一一ノ
二、七八六 菊池次雄外五十六名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

請願者 東京都世田谷区砧六ノ一四ノ一美
園荘内 日暮賢司外四十一名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九二二号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市美作町三ノ二一
内寛外三十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九二三号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県川西市久代四ノ二ノ四〇
庄田勇外三十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九二三号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市土呂町七四八 田中
太美雄外三十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九二四号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県大山市大字大山校町 安藤
庄蔵外三十九名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

請願者 愛媛県松山市高岡町七九二ノ七
合田昇外十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第九七五号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市澄川二条六丁目 滝沢勇一
外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 青森県弘前市新寺町二〇〇 黒川
純外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都渋谷区桜ヶ丘三三ノ二 高
橋ひさ外三十四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇三九号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県豊橋市井原町一一七 芝田
庄一郎外百四十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八七二号 昭和四十六年十一月一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

第九二〇号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

第九二五号 昭和四十六年十一月二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

第一〇四〇号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚一ノ五〇八早稲田アパート内 相沢ひめ子外百六十四名
紹介議員 春日 正二君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四一号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市左京区北白川下池田町一三五近藤方 平良健次外百六十四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四二号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡阿見町石川八二四ノ一 中山茂外百四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四三号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 青森県弘前市茶畑町一六 岩下康子外四十九名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四四号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区南町五六ノ一ノ三〇 二 沢正雄外百十八名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四五号 昭和四十六年十一月四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 山口市大字吉敷中村 藤本政子外百四十三名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十六年十一月四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 茨城県土浦市東崎町七三八 井上松枝外百四十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一〇九一号 昭和四十六年十一月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市南三条西一二丁目 黒川昭三外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一一〇〇号 昭和四十六年十一月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町一九ノ五ノ一〇七 岩崎明子外五十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一一〇一号 昭和四十六年十一月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都港区白金台一ノ二ノ七 小菅文男外二十名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一一〇二号 昭和四十六年十一月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岡山市東山三ノ三ノ九 松隈永子外八十三名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一一〇三号 昭和四十六年十一月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 山口県防府市美和町二ノ三二 大久保勝外四十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一一六六号 昭和四十六年十一月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市厚別町ひばり丘公園七ノ九 西田敬子外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一二四二号 昭和四十六年十一月九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市厚別町旭町四九二 近藤久三郎外百四十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第八二〇号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町四ノ四〇二 野尻審司外七十五名
紹介議員 田 英夫君
公務員給与の改善に際し、左記事項の実現を図られたい。
一、国家公務員の給与改定時期を四月一日とする

こと。
二、期末手当の〇・〇七月分切捨てを行わず、「指定職・管理職優遇」の差別支給を行わないこと。
三、初任給をはじめ中下級職員の引上げ額を改善すること。
四、扶養手当の引上げ額を改善すること。

第八二二一号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願
請願者 東京都板橋区双葉町一二ノ四淡交荘内 市野沢民子外十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二三号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願
請願者 東京都練馬区旭町二ノ三三ノ四 阿部美恵子外五十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二三号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願
請願者 横浜市磯子区杉田町一、七五七 下口マツ子外五十名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二四号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬二ノ三六ノ二 安野勝吾外四十六名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二五号 昭和四十六年十月三十日受理
公務員給与の改善に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷河田町一七 深

沢和美外五十二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二六号 昭和四十六年十月三十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大字平塚八一七ノ一

神田陽子外四十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二七号 昭和四十六年十月三十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 横浜市港北区大倉根町五四八ハ

ニーマネックス内 清水のぶ外

八十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第八二八号 昭和四十六年十月三十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原町一ノ五七ノ

三 小田真美子外四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五四号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町三ノ七ノ八

林初男外四百八十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五五号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 北海道帯広市西一〇条南一九ノ一

中川友幸外四百五十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五六号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 千葉市千城台西町一ノ七二六 久

住昭子外五百名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五七号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町川勾一五八

藤田一衛外四百九十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五八号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岐阜市三田河坂ノ下 富岡満夫外

六百十二名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九五九号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神

岡本要外五百三名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九六〇号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 福井市西木田三ノ一〇 宮下健太

郎外四百六十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九六一号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原二ノ一三ノ一

八 井関崇外五百三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九六二号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 宮崎市京塚町二ノ二 森松恵外

四百六十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九六三号 昭和四十六年十一月二日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡大隅町月野三五八

領家輝男外四百七十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一〇二四号 昭和四十六年十一月四日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 長野市川中島町昭和町 島田嘉郎

外九百二十二名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 渡辺 武君

星野 力君 塚田 大願君

加藤 進君 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十六年十一月五日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 北九州市八幡区折尾町自由ヶ丘五

高根良子外千八百九十四名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 渡辺 武君

星野 力君 塚田 大願君

加藤 進君 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一一七〇号 昭和四十六年十一月六日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市福室字駅前九 青木

正子外一万三千九名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 星野 力君

渡辺 武君 塚田 大願君

加藤 進君 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第九八五号 昭和四十六年十一月二日受理

定期叙位の未伝達位記の伝達促進に関する請願

請願者 千葉市春日町一ノ二二 小

沢博愛外二名

紹介議員 山本茂一郎君

終戦前後定期叙位が発令されたが、いまだ位記が

伝達されていない軍人軍属が二十六万余人もあ

り、定例叙職の未伝達者に対しては昭和四十五年

から敷設敷章の伝達事務が開始されたことある

ので、すみやかに伝達されたい。

第一〇三二号 昭和四十六年十一月四日受理

傷病恩給の増額に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿兒島

島

泉議会議長 佐多宗二

紹介議員 柴立 芳文君

戦傷病者の恩給改定にあつては、国家公務員の給与ベースに準じ増額措置を講ぜられたい。

理由

国家公務員等の給与ベースは毎年改正されているが、戦傷病者に対する傷病恩給改定の額はこれに比し低率であり、生活補償の基調が確保されていない。

第一一九号 昭和四十六年十一月五日受理

旧軍人等に支給される傷病恩給の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

旧軍人、軍属に支給される傷病恩給は国家公務員平均給与額の半額にも達せず、生活保護の一級地における扶助額より少ないので改善をはかられたい。

十二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一三〇八号)(第一三三八号)(第一四六〇号)

一、元清鉄職員であつた公務員等の恩給・共済年金通算等に関する請願(第一三四〇号)

一、公務員給与の改善に関する請願(第一三五六号)(第一三五七号)(第一三五八号)(第一三五九号)(第一三六〇号)

一、国税職員の労働条件改善等に関する請願(第一三八六号)(第一三八七号)(第一三八八号)(第一三八九号)(第一三九〇号)(第一三九一号)(第一三九二号)(第一三九三号)

一、神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願(第一四六三三三)

第二三〇八号 昭和四十六年十一月十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市厚別町下野幌G六ノ二二一置田勝助外百四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一三三八号 昭和四十六年十一月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市月寒東一ノ二三崎信行外百四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一四六〇号 昭和四十六年十一月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市厚別町旭町九八九ノ一〇七片野敦子外百四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一三四〇号 昭和四十六年十一月十二日受理

元清鉄職員であつた公務員等の恩給・共済年金通算等に関する請願(二通)

請願者 熊本市栄町一四ノ七 池田金市外一名

紹介議員 森中 守義君

元清鉄職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年金通算等に関する、左記事項の実現を図られたい。

一、共済年金の在職年の通算に関する「引揚げ後公務員に就職するまでの経過年数の制限」を撤廃すること。

二、恩給及び共済年金の支給に関し、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間及び現地に留用された期間を在職年に通算すること。

三、共済組合法の長期給付に関し、非更新組合員

にも在職年の通算をすること。

四、退職手当法の在職年に外国政府等職員期間を通算すること。(資料添付)

第一三五六号 昭和四十六年十一月十三日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市小根本二三八 板倉幸次郎外三千三百七名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一三五七号 昭和四十六年十一月十三日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 横浜市南区中里町六五八ノ五松井方 羽藤正勝外三千二百八十七名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一三五八号 昭和四十六年十一月十三日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 山形県西村山郡大江町沢口三八八 庄司昌治外三千八百六十四名

紹介議員 水口 宏三君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一三五九号 昭和四十六年十一月十三日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市花里町三四 浅池亮外三千三百八十一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十六年十一月十三日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 広島県安芸郡中町五、六〇一

南昭雄外三千八百五十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一三八六号 昭和四十六年十一月十三日受理

国税職員の労働条件改善等に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋五ノ九ノ六 長島正毅外百七十七名

紹介議員 小笠原貞子君

国税職員の労働条件を改善するため、左記事項の実現を図られたい。

一、国家公務員の給与改定時期を四月一日とする

二、期末手当の〇・〇七カ月分切り捨てを行わず「指定職・管理職優遇」の差別支給を行わないこと。

三、初任給をはじめ中下級職員の引上げ額を改善すること。

四、扶養手当の引上げ額を改善すること。

五、税務職俸給表の水増しを二十五パーセント回復させること。国税専門官特三等級、係長三等級、一般職員四等級への自動昇格を実現すること。結婚手当の支給と休暇を与えること。他

六、週休二日・四十時間労働制を確立し、臨時・緊急以外の超過勤務命令をしないこと。職員の増員と随時採用をすること。超過勤務手当などの未支払いを解消すること。

七、頸肩腕症候群などの新しい職業病を国家公務員災害補償法に明記すること。

八、宿日直制度を廃止すること。当面手当を二倍に引き上げること。

九、特別税理士試験制度を存続させ、税務経験二十年以上で同資格無試験で付与するよう税理士法を改正すること。

十、労働基本権を回復するよう国家公務員法改正を行ない、ピラミッドなど職場内組合活動への干渉を行なわないこと。

第一三八七号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員の労働条件改善等に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五ノ六ノ三〇
二 高木武彦外二百三名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三八八号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員の労働条件改善等に関する請願
請願者 神奈川県川崎市蟹ヶ谷二二〇 塘
中茂之外百七十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三八九号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員の労働条件改善等に関する請願
請願者 東京都杉並区天沼三ノ二〇ノ一四
村元孝司外百名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三九〇号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員労働条件改善等に関する請願
請願者 東京都千代田区神田錦町三ノ二一
板垣守外百四十九名
紹介議員 須藤 五郎君 星野 力君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三九一号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員労働条件改善等に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三六ノ一二
古賀修治外百二十四名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三九二号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員労働条件改善等に関する請願
請願者 東京都北区西ヶ原一ノ三六ノ一二
長嶺忠明外百八十五名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三九三号 昭和四十六年十一月十三日受理
国税職員労働条件改善等に関する請願
請願者 千葉市轟町二ノ六ノ八 上田宜雄
外百六十名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四六三号 昭和四十六年十一月十六日受理
神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願
請願者 神奈川県逗子市桜山一ノ一ノ二
七池子弾薬庫全面返還逗子市民会
議内 長谷川幸生外百九十三名
紹介議員 竹田 四郎君
米軍池子弾薬庫の返還に關し、左記事項の実現を
図らねばならぬ。

米軍池子弾薬庫の全面返還を実現し、返還後
一、米軍池子弾薬庫の使用を中止すること。
二、跡地及び近接する国有地を首都圏近郊緑地
特別保全地区に指定すること。
三、指定地区のうち管理可能な地域については
(都市公園整備五箇年計画による)都市公園を設
置すること。

理由
池子弾薬庫約三百ヘクタールの地域はうつそりた
る自然林と豊かな自然相が残されており、近年開
発によつて森や緑地がつつぎに奪われ砂ぼこり
と騒音と汚染に居たたまれぬ思いの首都圏住民に
とつては、身心の安らぎを回復する緑地として必
要なもので市民に開放される日が渴望されてい

る。この地域の森林と鳥獣虫魚及び歴史遺跡は、
さしあつて特別緑地保全地区に指定するなどし
て厚く保護され、将来都市林を回復してゆく根拠
地となり、また二次林の一部や平坦地は都市公園
として整備され、将来ここを中核として、首都圏
近郊の大規模な広域公園、さらに鎌倉、逗子を中
心にした公園都市が緑ゆたかに形成されるべきで
ある。

十二月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請
願(第一五〇八号)(第一五七〇号)(第一六四
〇号)(第一七二二号)(第一七八一號)
一、神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還
等に関する請願(第一五〇九号)(第一五一〇
号)(第一五一三號)(第一六二九号)(第一七〇
四号)
一、恩給法並びに戦傷病者、戦没者遺族等援護
法に基づく年金等裁定促進に関する請願(第
一五三三二號)

一、公務員給与の改善に関する請願(第一七一
三號)(第一七一四号)(第一七五五号)(第一七
一六号)(第一七二七号)(第一七八八号)(第一
七一九号)(第一七二〇号)(第一七二二号)(第
一七二三号)(第一七三三號)(第一七二四号)
(第一七二五号)(第一七八七号)(第一七八八
号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九
一號)(第一七九二号)(第一七九三號)(第一七
九四号)(第一七九五号)(第一七九六号)

第一五〇八号 昭和四十六年十一月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北二条東三丁目 浅井洋
子外百三十二名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一五七〇号 昭和四十六年十一月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市琴似町宮ノ森八六 石川晴
雄外百三十七名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一六四〇号 昭和四十六年十一月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市青葉町三丁目 出倉洋子外
百四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一七二二号 昭和四十六年十一月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市北二条東三丁目草開荘
内 鈴江祝子外九十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一七八一號 昭和四十六年十一月二十二日受
理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市発寒一条三丁目 根本規子
外三十八名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七五八号と同じである。

第一五〇九号 昭和四十六年十一月十七日受理
神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願
請願者 神奈川県三浦郡葉山町堀内一、一
一三 矢島八蔵外二百六十名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第一五一〇号 昭和四十六年十一月十七日受理

神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市上町一ノ七二 小林正吉外五百名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第一五一三三号 昭和四十六年十一月十七日受理

神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願

請願者 神奈川県逗子市池子三ノ六九〇 上野トシ外五百二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第一六二九号 昭和四十六年十一月十九日受理

神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願

請願者 神奈川県逗子市松山五ノ四七 永野太良吉外四百二十五名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十六年十一月二十日受理

神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫全面返還等に関する請願

請願者 神奈川県逗子市山の根三ノ四ノ二 二 竹村博昭外五百八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四六三号と同じである。

第一五三二二号 昭和四十六年十一月十七日受理

恩給法並びに戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく年金等裁定促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 清水漸

紹介議員 林 虎雄君

恩給法並びに戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく旧軍人軍属等の遺族年金及び傷病年金等については、対象者である戦傷病者、遺族等はすでに老齢期に達し、かつ社会的、経済的環境の著しい変動のなかにあつて生活の不安を訴える者も少なくないので、早期裁定を配慮されたい。

第一七一三三三号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 長崎市平野町一三ノ二四吉井伴四郎方 大田博明外三千四百七十五名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七一四四号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 福井県武生市南元町一六二ノ一二 谷田末春外三千三百七十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七一五五号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市額新町一ノ九七 室木昌子外三千五百四十一名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二六号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡神岡町夕陽ヶ丘四〇 小林繁外三千五百七十二名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七一七号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 福岡県築上郡稚田町高塚 佐藤納外二千二百九十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七一八号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 宮城県遠田郡南郷町二郷字高玉四ノ一〇 高橋直美外三千五百五十五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七一九号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岡山市西大寺大多羅一四ノ一 松野三津夫外三千二百四十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二〇号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町北駅前五五 一 真鍋靖子外二千九百八十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二二二号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 熊本県菊池郡大津大字引水 十時 龍章外二千六百二十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二三号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岡山市西大寺大多羅一四ノ一 横山正治外三千四百六十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二三三三三号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 大阪府茨木市稲葉町一六ノ二七 勝田郁宏外二千七百六十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二四四号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区中田町一、六六一ノ二 田山真知子外七十三名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七二五五号 昭和四十六年十一月二十日受理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岡山市西大寺河本町一八五ノ一 丸山昭子外三千二百五十六名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七八七号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一七ノ四七 樋口保次外千九百四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七八八号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市蓮沼一、〇八六 中山民生外千七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七八九号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 名古屋市中区大幸町一ノ一 熊崎敏雄外千八十一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九〇号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 東京都品川区二葉町二ノ一九ノ三 小林正義外千六百二十一名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九一号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町中島二三 鈴

木札子外九百五十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九二号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市小林四ノ七ノ四五ノ六ノ五〇四 増田晃朗外千四十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九三号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願(二通)

請願者 新潟市河渡丁合同宿舍B五二 安藤峰夫外六千八百十一名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九四号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四ノ一ノ二二 木股弘外千五百五十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九五号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市祇川二丁目 菅谷政臣外千二百十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

第一七九六号 昭和四十六年十一月二十二日受

理

公務員給与の改善に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町志登四一〇 波多江トミ外九百六十一名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八二〇号と同じである。

昭和四十六年十二月十三日印刷

昭和四十六年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局